

## 小樽市観光基本計画策定委員会設置要綱

## (設 置)

第1条 小樽市第三次観光基本計画（以下「基本計画」という。）策定のため、小樽市観光基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

## (所管事務)

第2条 策定委員会は基本計画について審議し、市長に対し提言する。

## (組織等)

第3条 策定委員会は、委員25名以内で構成し、次の各号に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 観光関係団体等諸団体からの推薦者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 策定委員会の委員の任期は、市長が委嘱した日から前条に規定する所管事務が完了するまでとする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 副委員長は、委員長の推薦により委員の承認を得て選出する。

## (役員の仕事)

第5条 委員長は、策定委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等の事情が生じたときは、その職務を代理する。

## (会 議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が召集する。

2 策定委員会の議長は、委員長が務める。

3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。ただし、公募又は小樽まちづくりエントリー制度により委員となった者は、この限りでない。

4 前項の代理者は、委員とみなす。

5 委員長は、必要と認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

## (事務局)

第7条 策定委員会の事務局は、産業港湾部観光振興室に置く。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 7年 9月12日から施行する。

## 第三次小樽市観光基本計画の位置づけと役割

小樽市では、これまで第一次・第二次の観光基本計画に基づき、観光振興に取り組んできた。第二次観光基本計画が令和9年3月に終了することを受け、今後10年間における観光施策の基本的方向性を示すため、新たに「第三次小樽市観光基本計画」を策定する。本計画は、これまでの取組を踏まえつつ、社会情勢の変化や新たな観光ニーズに対応し、小樽市の将来の観光のあり方を示す長期的な指針となるものである。

### 1. 小樽市観光基本計画の位置付け

小樽市の施策全体の基本的な考え方や進め方は、上位計画である「小樽市総合計画(第7次小樽市総合計画:令和元年度～令和10年度)」に定められている。

本観光基本計画は、この総合計画における観光分野の基本計画として位置づけられる。

### 2. 観光基本計画と観光地経営戦略の役割と関係性

本計画は、小樽市の観光振興における、長期的な方向性(ビジョン・方針)を示す「羅針盤」としての役割を担う。

一方で、実際の事業展開や具体的な施策の実施については、観光地域づくり法人(DMO)が策定・実行する「観光地経営戦略」に委ねる。

#### <観光基本計画に盛り込むべき内容>

地方自治体は、DMOの形成・確立を通して実現したい目標や、地域関係者全体の役割分担・取組内容などを、自ら策定する観光基本計画や観光振興計画に反映させることが重要である。(※出典:DMOガイドライン)

#### <観光地経営戦略で定める内容>

- KGI(重要目標指標)
- 観光地域マーケティング戦略
- 実行計画 など

#### <両計画の関係性>

観光地経営戦略は、DMOが中心となり実行計画を定め、より実効性の高い施策展開を図るための中期計画である。

そのため、本観光基本計画では「主要施策」など個別・具体的な事業内容までは定めず、今後10年間の施策の基本的方向性を示すものとする。

これにより、小樽市はDMOを中心とした観光地経営体制への移行を進め、行政・民間・地域が一体となった観光地域づくりを推進する。

#### <計画期間の違い>

- 観光地経営戦略:中長期(4～5年程度)
- 観光基本計画:長期(10年程度)

 観光庁による自治体向けDMO説明会 (R7.6.23)において、**DMOガイドラインの改正と自治体の役割** (特に**財政支援**) が示された。

- ①観光庁は、DMOによる観光地経営の高度化のため、**2025年3月に「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」を改正**。
- ②改正では、**DMO登録要件の見直し**が行われ、今後、「**観光地経営戦略策定**」「**組織体制の強化**」「**安定財源の確保**」が求められることとなった。  
これらを**クリアしない場合、DMO登録を取消し**される。
- ③ガイドラインの改正と閣議決定により、「**地方自治体の役割**」が**明確化**され、**自治体からDMOに対する一定の財政支援**のほか、**DMOにおける十分な自由度と規模の活動資金を確保**するため、**宿泊税、入域料等の安定財源の確保等**が位置づけられた。

## DMO登録要件等の見直しの概要

### 1 観光地経営戦略策定を義務化

- 策定すべき項目の明示 ○KGIの追加及び必須KPIの見直し (外部マネジメント指標の見直し、内部マネジメント指標の導入)

### 2 組織体制の更なる強化

- 意思決定機関の設置と議事内容の公表
- CMO (最高マーケティング責任者) の専従撤廃
- 常勤職員3名以上**の配置

### 3 安定財源確保の強化

- KPIとして**安定財源確保率を導入**
- 実施計画に必要な予算と調達の見通しを示す財源計画の策定

### 4 更新登録要件の導入

- これまでの活動の成果を定量的・定性的に評価 ○研修受講の要件化

### 5 審査方法の改善

- ヒアリングを導入し、1年間かけて審査
- 更新要件を満たさなかった場合は、1年に限り留保

### 6 DMO区分の見直し

小樽観光協会の更新スケジュール  
 R4.10.28 候補DMO⇒登録DMO  
 R7.10.28 (予定) 更新 (旧ガイドライン)  
 R10.10.28 (予定) 更新 (新ガイドライン)

実現するために

## 自治体の役割の概要

【令和7年3月25日観光庁長官通知】

- DMOが司令塔としての機能を最大限発揮できるよう、**権限と責任を付与**することが必要。
- **首長がリーダーシップを発揮**することが**極めて重要**。
- **地方自治体による一定の財政支援**が必要。

【令和7年6月13日閣議決定】

- DMOにおける**十分な自由度と規模の活動資金を確保**するため、**宿泊税、入域料等の安定財源を確保**。

### その他説明会メモ

- DMOは、**地方自治体の執行機関ではなく、地域の司令塔**であるため、自治体は、DMOが主体的・自主的に運営できる仕組み (①**権限**、②**責任**、③**自由度のある活動資金(財源)**、を付与) を。
- 「稼ぐ」のは「**地域**」であって「**DMO**」ではない (よく誤解されがち) →地域が稼げるようにするのがDMO。
- 単年度ごとの補助金では、継続的な支援により将来にわたる安定的な財源の調達を見込むことは困難。**自治体はDMOに対して、安定的な財源の交付や指定管理などの稼ぐ仕組みを委譲**すべき。

### 地方自治体がDMOに対して支援すべき安定財源の例

- ✓ **宿泊税、入域税などの特定財源の一定割合をDMOに交付する仕組み**を構築
  - ※ 倶知安町では、**宿泊税の4割を自由度の高い活動資金としてDMOに支弁** (宿泊税5億6,000万円のうち、2億1,700万円をDMOに支弁)
- ✓ 自治体施設の**指定管理業務をDMOに委託**することで安定収入を確保

**要件をクリアしないとDMO取り消し!**

# 小樽市観光基本計画と地域DMO観光地経営戦略との関係性

(上位計画)

## 第7次小樽市総合計画

まちづくりの目標や、その実現に向けた基本的な方向を示す市政の指針

### 理念・基本方針

#### 第三次小樽市観光基本計画

10年間 (R9~R18)

**観光振興の理念や将来的な方向性**  
(小樽市総合計画における観光分野の基本計画)

- ・ 目指すべき姿
- ・ 観光振興の方向性
- ・ 役割分担  
(DMOの位置付け、役割の明確化) など

### 具体的な戦略・実行計画

#### 地域DMO観光地経営戦略

4~5年間 (R9策定予定)

**中長期的に目指すビジョン及び  
ビジョン実現のための具体的な戦略**

- ・ 観光地のビジョン・重要目標達成指標 (KGI)
- ・ 観光地域マーケティング戦略
- ・ 受入環境整備の方針
- ・ **実行計画**
- ・ 効果検証の体制とその方法 など

整合

## 持続可能な観光地域づくりの実現

( R7.3.25 『観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン』 観光庁長官通知より )

- ・ 観光地域づくり法人が地方自治体の執行機関ではなく、主体的かつ自立的に運営できるよう、**地域の条例や地方自治体の観光振興計画等の制度的な枠組みに、観光地域づくり法人を位置付けることが望ましい。**
- ・ 観光地域づくり法人が**地域の観光地域づくりの司令塔**としての機能を最大限発揮できるよう、**権限と責任を付与するとともに、観光地域づくり法人と地方自治体の役割を明確化する必要がある。**
- ・ そのため、地方自治体は、**観光地域づくり法人の形成及び確立を通して実現しようとする目標や、地域の関係者全体の役割分担及び取組内容について、自らが策定する基本計画、観光振興計画等に反映させることが重要**である。

	2025						2026												2027						
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
小樽市観光基本計画の進行							案作成						策定委員会を通じ、計画案の修正						策定委員会において了承			パブコメを受けて修正			策定
観光関連事業者へのヒアリング	観光動向の把握や観光振興の方向性等に関する基礎情報を収集するため、市内事業者や各種団体等全17団体に対し実施																								
市民ワークショップの開催			観光振興に対する理解やマナー問題による市民生活への影響など、基本計画策定に向けた市民の意向を把握するために、おたる案内人ボランティアガイド5名とともに12人の小樽市民が実際に町を歩き、小樽の現状を見ながら小樽市の「魅力」、「課題」、「提案」について話し合うワークショップを9月2日に実施																						
小樽観光の現状と課題調査	小樽観光の現状について																								
小樽市観光基本計画策定委員会					▲ 第1回目 11月28日	▲ 第2回目 1月13日		▲ 第3回目 3月3日		▲ 第4回目 5月上旬	▲ 第5回目 6月中旬	▲ 第6回目 7月中旬	▲ 第7回目 9月中旬	▲ 第8回目 10月中旬											
市長への提言書提出																						▲ 委員長より市長に提出			
パブリックコメント																						約1か月			
関係部長会議					▲	必要に応じて、適宜会議の開催																			
			11月26日 計画策定の進め方に対する説明																						
第三次小樽市観光基本計画の報告																						▲ 市議会の経済常任委員会において報告			